

郡山開成学園学術機関リポジトリ運用規程

(目的)

第 1 条 郡山開成学園学術機関リポジトリ(以下「本リポジトリ」という。)は、郡山女子大学(以下「本学」という。)に在籍する教職員の学術成果物を電子化し、広く一般にその成果を公開することを目的とする。併せて、学位規則(昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号)に基づき本学大学院より博士号を授与された博士論文の公開を行うことを目的とする。

(名称)

第 2 条 本リポジトリの正式名称は「郡山女子大学学術成果リポジトリ」とする。

(登録対象)

第 3 条 本リポジトリに登録することができるものは次の各号に規定するものとする。

(1) 「郡山女子大学紀要」掲載の原著論文、研究ノート及び報告

(2) 本学大学院博士課程より博士号を授与された博士論文

(3) 本学に在籍する教職員の学術成果物の中で、著者が本リポジトリに登録を希望したもの

2 第 1 項第 3 号でいう学術成果物は、すでに他機関等による査読等を経てメディアに公開されたもののうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学術雑誌論文

(2) 学位論文(論文本文又は内容を要約したもの)、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

(3) 学会等の学術上の会議・研究会での発表論文・予稿

(4) 学会等の学術上の会議・研究会での発表資料

(5) 研究報告書

(6) 雑誌・新聞等に掲載された署名記事

(7) その他これらに準ずるもの

(リポジトリの管理)

第 4 条 本リポジトリは国立情報学研究所(以下「研究所」という)が提供する共用リポジトリサービス JAIRO Cloud を利用して大学図書館が構築管理する。併せて、大学図書館は本リポジトリ管理業務に関する研究所及びオープンアクセスリポジトリ推進協会(JPCOAR)との連絡事務を行う。

2 本リポジトリに登録された学術成果物の内容については、当該学術成果物の著者がそれぞれ責を負う。

(登録手続)

第 5 条 第 3 条第 1 項に規定する登録手続は次の各号のとおりとする。

(1) 「郡山女子大学紀要」掲載の原著論文、研究ノート及び報告 大学図書館は当該紀要発行後、紀要編集委員会より PDF ファイルに加工した紀要データの提供を受け、速やかに登録する。

- (2) 本学大学院博士課程より博士号を授与された博士論文 大学図書館は本学大学院において博士号の授与があったときは、教務部より PDF ファイルに加工した論文データの提供を受け、速やかに登録する。
- (3) 本学に在籍する教職員の学術成果物の中で、著者が本リポジトリに登録を希望したもの登録を希望する学術成果物の著者は、当該著作物の著作権処理が完了したことを示す書類を添付したうえで、当該著作物の PDF ファイルに加工したデータを大学図書館に提供する。提供されたデータを図書館長が確認したのち、大学図書館は速やかに提供された PDF ファイルを登録する。

(著作権)

第 6 条 本リポジトリに登録した学術成果物の著作権者は、著作権法(昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号)第 23 条に基づく公衆送信権及び公の伝達権の行使を、本リポジトリのために許諾したもとする。これ以外の著作権は著者に帰属する。

2 第 3 条第 1 項第 3 号に属する学術成果物の本リポジトリ公開に伴う著作権の処理は、当該学術成果物の著者が行う。

(公開の一時停止、削除及び変更)

第 7 条 本リポジトリに登録した学術成果物は、次の各号に該当する場合、リポジトリでの公開を一時停止し、削除することができる。

- (1) 著者から申し出があった場合
 - (2) 法令上若しくは規程上又は社会通念上、公開することが適切でないと判断された場合
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、当該学術成果物の著者の許諾を得ることなく成果物を変更することができる。
- (1) 技術的環境の変化により、ファイル形式や媒体などの変換が必要となった場合
 - (2) 個人情報保護などの観点から一部を非公開とすることが適当と判断された場合

附 則

この規程は平成 29 年 6 月 19 日から施行する。